

改正後

土地改良事業等請負工事積算基準

第1～第5 (略)

第6 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1)～(8) (略)

(9)動力、用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

(10)～(21) (略)

2. ～4. (略)

第7～第10 (略)

別表1 工種区分

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>
<u>舗装工事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事にあつて、次に掲げる工事</u> <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>
<u>道路改良工事</u>	<u>道路改良工事にあつて、次に掲げる工事</u> <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに付帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
<u>排水路工事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事

現行

土地改良事業等請負工事積算基準

第1～第5 (略)

第6 一般管理費等の内容

一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。

1. 一般管理費の項目及び内容

(1)～(8) (略)

(9)動力、用水光熱費

電力、水道、ガス等の費用

(10)～(21) (略)

2. ～4. (略)

第7～第10 (略)

別表1 工種区分

工種区分	工種内容
ほ場整備工事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事
農用地造成工事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事
農道工事	道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに付帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。
水路工事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事
<u>河川及び排水路工事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事</u> <u>柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>

改正後

現 行

河川工事	河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの敷設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、ダム及び橋梁（上部・下部）等の補修を除く。
その他土木工事（1）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

(新設)	(新設)
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの敷設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事及びダム等の補修を除く。
その他土木工事（1）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
その他土木工事（2）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工事用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

土地改良事業の共通仮設費率及び現場管理費率の一部改正について

改正後

現 行

別表2 現場管理費率(略)

(1)-a

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事 (削る。)	31.97% (削る。)	56.6 (削る。)	-0.0383	25.59% (削る。)
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
その他土木(1)	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木(2)	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b

対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%

(1)-c (略)

(1)-d

対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%

別表2 現場管理費率(略)

(1)-a

対象金額 適用区分 工種区分	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%
その他土木(1)	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%
その他土木(2)	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%

(1)-b

対象金額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(1)-c (略)

(1)-d

対象金額 適用区分 工種区分	3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%
コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%

改正後

現行

別表3 現場管理費率の補正

適用条件		補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分		
一般交通影響有り <u>(1) - 1</u>	舗装工事	1.2	1
一般交通影響有り <u>(2) - 1</u>	舗装工事		
市街地 (DID 補正) <u>(1) - 1</u>	舗装工事		
一般交通影響有り <u>(1) - 2</u>	舗装工事以外の工種*	1.1	2
一般交通影響有り <u>(2) - 2</u>	舗装工事以外の工種*	1.1	3
市街地 (DID 補正) <u>(1) - 2</u>	舗装工事以外の工種*	1.1	4
山間僻地及び離島	全ての工種*	1.0	5
中山間地域	全ての工種*	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) (略)

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

[【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html)

注3) (略)

別表4 一般管理費率 (略)

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	(新設)	対象		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		
一般交通影響有り (1)	(新設)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	1
一般交通影響有り (2)	(新設)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地 (DID 補正)	(新設)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	(新設)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) (略)

(新設)

注2) (略)

別表4 一般管理費率 (略)

改正後

現行

別紙
土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

第1～第3 (略)

別表1 共通仮設費率適用範囲

項目	率の対象項目
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 機材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 掲示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用
役務費	

別紙
土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準

第1～第3 (略)

別表1 共通仮設費率適用範囲

項目	率の対象項目
運搬費	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 機材等（型枠、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板（積上げ計上分を除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管等）の搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 (3) 建設機械の自走による運搬に要する費用 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 建設機械の現場内小運搬に要する費用
準備費	1 準備及び跡片付けに要する費用 (1) 準備に要する費用 (2) 現場の跡片付け、清掃、踏み荒らしに対する復旧等に要する費用 2 調査・測量、丁張等に要する費用 (1) 工事施工に必要な測量及び丁張に要する費用 (2) 縦、横断面図の照査等に要する費用 (3) 用地幅杭等の仮移設等に要する費用 3 準備として行う以下に要する費用 (1) ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開に要する費用（チェーンソー等による伐採作業を除く） (2) 除根、除草、整地、段切り（ため池及びダムの堤体部を除く）、すりつけ等に要する費用 なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。（農用地造成工事の伐開、除根、除草等に要する費用を除く）
安全費	1 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 2 不稼働日の保安要員等の費用 3 掲示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 4 夜間作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明施設を必要とする広範なダム工事及びトンネル本体工事を除く） 5 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 6 酸素欠乏症の予防に要する費用 7 粉塵作業の予防に要する費用 8 トンネル等における防火安全対策に要する費用 9 安全用品等に要する費用 10 安全委員会等に要する費用
役務費	

改正後

現行

技術管理費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	1 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等で労務者の輸送に要する費用は除く） 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

技術管理費	1 土木工事施工管理基準の品質管理に含まれる試験に要する費用 2 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用 3 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4 工事完成図書類の作成及び電子納品等に要する費用 5 建設材料の品質記録保存に要する費用 6 コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用 7 コンクリートのひび割れ調査及びテストハンマーによる強度推定調査に要する費用 8 PC上部工・アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用 9 塗装膜厚施工管理に要する費用 10 施工管理で使用するOA機器の費用（情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む） 11 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用
営繕費	1 現場事務所、労務者宿舍、倉庫等の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 2 1に係る土地・建物の借上げに要する費用 3 労務者を日々当該現場に送迎輸送するために要する費用（海上輸送等で労務者の輸送に要する費用は除く） 4 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持・補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事）

率に別途加算できる項目

率に別途加算できる項目

1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 <u>（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料を含む）</u> 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用	1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	1 建設機械器具の運搬等に要する費用 (1) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による搬入、搬出（組立・解体を含む）に要する費用 (2) 器材のうち、スライディングセントルの搬入、搬出並びに現場内小運搬に要する費用 2 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、たて込み簡易土留、敷鉄板等）の運搬に要する費用 3 干拓工事・海岸工事に係る工事の施工に必要な船舶等の回航に要する費用 4 重建設機械の分解・組立及び輸送に関する費用 5 建設機械器具、仮設材及び建設機械の輸送における自動車航送船使用料に要する費用 （運搬中の本体賃料・損料を含む） 6 その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用
1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用	1 伐開、除根、除草等に伴い発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及び処理に要する費用 2 伐開、除根、除草等に要する費用（農用地造成工事） 3 チェーンソー等により樹木を伐採するための費用 4 照査等に特別な機器や作業が必要となる場合の費用 (1) コンクリート補修工事に係る設計図書の照査（補修範囲の確認等）に伴う高圧洗浄機等による洗浄作業に要する費用 (2) 地下埋設物等を確認するための試掘に要する費用 5 その他、工事施工上必要な準備等に要する費用
1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用	1 特別仕様書、設計図書等により条件明示される費用 (1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用 2 干拓工事・海岸工事において危険区域等で工事を施工する場合の水雷・傷害保険料 3 高圧作業の予防に要する費用 4 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用 5 ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用 6 その他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用

土地改良事業の共通仮設費率及び現場管理費率の一部改正について

改正後

現 行

- 1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）
 - 2 電力、用水等の基本料金
 - 3 電力設備用工事負担金
- 1 特別な品質管理等に要する費用
 - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
 - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
 - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する試験
 - 2 現場条件等により積上げを要する費用
 - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
 - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
 - (3) 施工前に既設建造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用
 - 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - 4 ICT建設機械に要する以下の費用
 - (1) 保守点検
 - (2) システム初期費
 - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
 - 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
 - 2 海上輸送での労務者の輸送に要する費用
 - 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

- 1 現場作業場、材料置場等の土地借上げに要する費用（営繕に係る用地は除く）
 - 2 電力、用水等の基本料金
 - 3 電力設備用工事負担金
- 1 特別な品質管理等に要する費用
 - (1) 溶接試験における放射線透過試験（現場）に要する費用
 - (2) 管路における水圧試験及び漏水試験に要する費用
 - (3) 土質試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における品質管理試験（土木工事施工管理基準の品質管理に記載されている試験項目以外の試験）に要する試験
 - 2 現場条件等により積上げを要する費用
 - (1) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定取りまとめに要する費用
 - (2) 試験盛土等の工事に要する費用
 - (3) 施工前に既設建造物の配筋状況の確認に用いる特別な機器（鉄筋探査器等）に要する費用
 - (4) コンクリート補修工事における事前試験に要する費用
 - 3 歩掛調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - 4 ICT建設機械に要する以下の費用
 - (1) 保守点検
 - (2) システム初期費
 - (3) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用
 - 5 その他特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 1 火薬庫等及び特に必要とされる監督員詰所の営繕（設置・撤去、維持、補修、土地の借上げ）に要する費用（フィルダム及びコンクリートダム工事を除く）
 - 2 海上輸送での労務者の輸送に要する費用
 - 3 その他、工事施工上必要な営繕等に要する費用

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	
<u>（削る。）</u>	<u>（削る。）</u>	<u>（削る。）</u>	<u>（削る。）</u>	<u>（削る。）</u>	<u>（削る。）</u>	
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	
<u>排水路工事</u>		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	
その他土木（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	
その他土木（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	

別表2 共通仮設費率

1-(1)

工種区分	対象金額 適用区分	300万円以下		300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		下記の率とする。		2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	a	b	
ほ場整備工事		13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
農用地造成工事		15.63%	142.9	-0.1484	6.60%	
<u>農道工事</u>		<u>14.95%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.1355</u>	<u>6.80%</u>	
水路トンネル工事		22.74%	518.8	-0.2097	6.73%	
水路工事		12.45%	91.3	-0.1336	5.73%	
<u>河川及び排水路工事</u>		13.22%	104.0	-0.1383	5.92%	
管水路工事		13.78%	151.6	-0.1608	5.41%	
畑かん施設工事		13.17%	62.5	-0.1044	7.18%	
コンクリート補修工事		12.01%	119.4	-0.1540	4.91%	
その他土木（1）		18.70%	349.9	-0.1964	5.98%	
その他土木（2）		15.77%	124.8	-0.1387	7.05%	

土地改良事業の共通仮設費率及び現場管理費率の一部改正について

改正後

現行

1-(2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	12.53%	238.6	-0.1888	4.77%
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
道路改良工事	12.78%	57.0	-0.0958	7.83%
舗装工事	17.09%	435.1	-0.2074	5.92%

1-(2)

対象金額 適用区分 工種区分	600万円以下	600万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	下記の率とする。	2の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
海岸工事	13.08%	407.9	-0.2204	4.24%
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

1-(3)・1-(4) (略)

1-(3)・1-(4) (略)

2 (略)

2 (略)

別表3 共通仮設費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種*	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	2
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種*	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種*	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4
山間僻地及び離島	全ての工種*	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5
中山間地域	全ての工種*	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。	1.1	6

別表3 共通仮設費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)		
(新設)	(新設)	(新設)		
一般交通影響有り (1)	(新設)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	1
一般交通影響有り (2)	(新設)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
市街地(DID補正)	(新設)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3
山間僻地及び離島	(新設)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) (略)

注1) (略)

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

(新設)

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsumei.html】

注3) (略)

注2) (略)

改正後

現 行

別 紙

運搬費の算定

1 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬
 質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$
 U_K : 貨物自動車による運搬費
 A₁ : 基本運賃料金
 各輸送局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。
 また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。
 A₂ : 悪路割増区間基本運賃料金
 各輸送局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。
 A₃ : 冬期割増区間基本運賃料金
 各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。
 B : 諸料金
 (イ) 地区割増料……………適用する。
(削る。)
 C₁～C₄ : 運賃割増率
 C₁ : 特大品割増 (表-1)
 C₂ : 悪路割増……………適用する。
 C₃ : 冬期割増……………適用する。
 C₄ : 深夜早朝割増……………適用する。
 その他の割増率は適用しない。
 D : 運搬車両の台数
 1 を代入する。
 M : その他の諸料金
 K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料
 K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料
 運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。
 (1)・(2) (略)

2 (略)

3 賃料適用の**重建設機械**の分解組立時にかかる本体賃料

4 (略)

別 紙

運搬費の算定

1 質量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車による運搬
 質量 20 t 以上の建設機械器具の搬入又は搬出の積算は運搬車両 1 台ごとに次式により行うものとする。

$$U_K = [A_1 \cdot (1 + C_1 + C_4) + A_2 \times C_2 + A_3 \times C_3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K' \text{)}$$
 U_K : 貨物自動車による運搬費
 A₁ : 基本運賃料金
 各輸送局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。
 また、基本運賃料金の 10% の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。
 A₂ : 悪路割増区間基本運賃料金
 各輸送局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。
 A₃ : 冬期割増区間基本運賃料金
 各運輸局の公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。
 なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。
 B : 諸料金
 (イ) 地区割増料……………適用する。
(ロ) 車両割増量……………適用しない。
 C₁～C₄ : 運賃割増率
 C₁ : 特大品割増 (表-1)
 C₂ : 悪路割増……………適用する。
 C₃ : 冬期割増……………適用する。
 C₄ : 深夜早朝割増……………適用する。
 その他の割増率は適用しない。
 D : 運搬車両の台数
 1 を代入する。
 M : その他の諸料金
 K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料
 K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料
 運搬される建設機械 (被運搬建設機械) の運搬中の賃料及び損料を計上する。
 (1)・(2) (略)

2 (略)

3 賃料適用の**トラッククレーン及びクローラクレーン**の分解組立時にかかる本体賃料

4 (略)